

国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限に活用するため、定年の65歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」（平成30年8月）に鑑み、国家公務員の定年を引き上げる。

1. 定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

（ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める）

	現行	令和4年度～ 5年度	令和6年度～ 7年度	令和8年度～ 9年度	令和10年度～ 11年度	令和12年度～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

（※）定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止

（定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置）

2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ① 組織活力を維持するため、管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）の職員は、60歳（事務次官等は62歳）の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。
- ② 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

3. 60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額は、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（特定日）以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。

（役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準）

（※）検討条項として、政府は、できるだけ速やかに、60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずる旨を規定

4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

- ① 60歳以後定年前に退職した者の退職手当
60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- ② 定年前再任用短時間勤務制の導入
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を設ける。

5. その他

- ・ 検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。
- ・ 施行日：令和4年4月1日